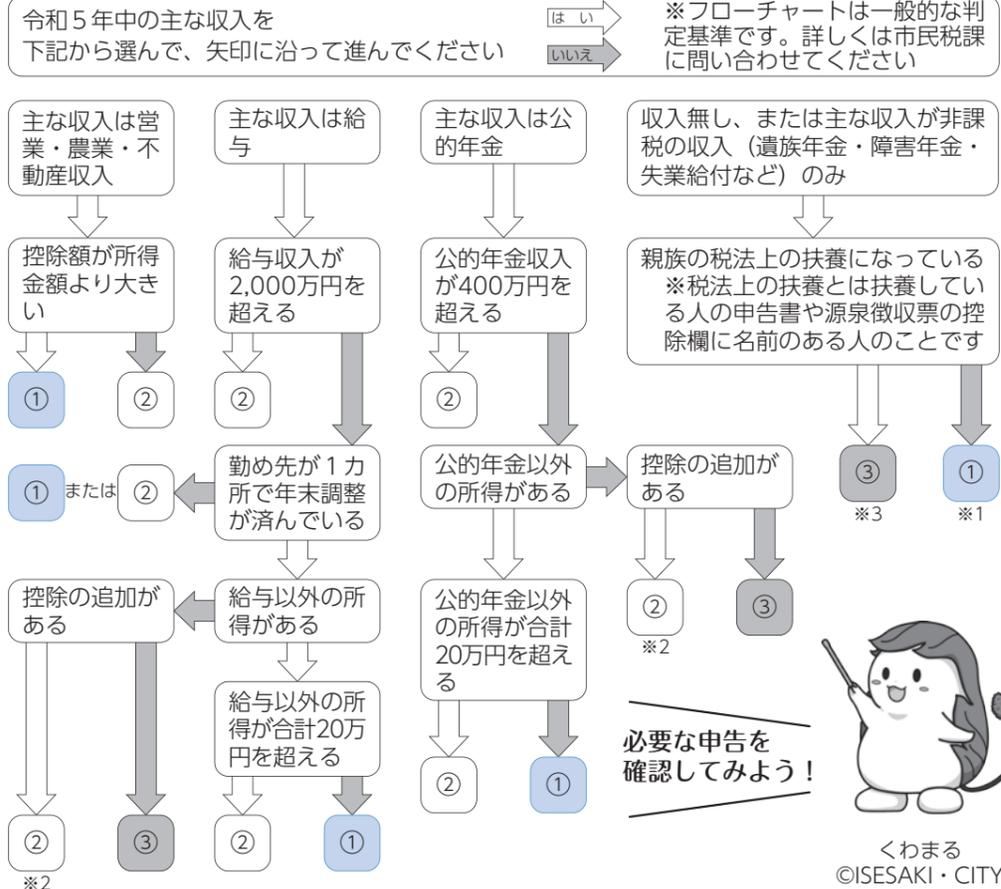


市民税・県民税の申告と 所得税の確定申告が 2月16日(金)から始まります

市民税・県民税の申告は、令和6年1月1日に本市に住んでいた人を対象に受け付けます。フローチャートを参考に、申告が必要か確認してください。1月1日に本市に住んでいなかった人は住んでいた市区町村に問い合わせてください

チャートで確認 必要な申告



判定結果

| | | |
|---|-----------------|--|
| ① | 市民税・県民税の申告が必要です | 本紙5ページの「市民税・県民税の申告」を読んでください。所得税が源泉徴収されていて、還付を受ける場合には確定申告が必要です。確定申告をすれば、市民税・県民税の申告をする必要はありません。 ※1 申告がない場合、国民健康保険税の軽減措置が受けられない場合があります |
| ② | 所得税の確定申告が必要です | 本紙5ページの「所得税の確定申告」を読んでください。確定申告をすれば、市民税・県民税の申告をする必要はありません。 ※2 所得税が源泉徴収されていない場合は、市民税・県民税の申告をしてください |
| ③ | 申告は必要ありません | ※3 収入がなくても所得証明書などが必要な場合は、市民税・県民税の申告が必要です |

申告に必要な物

- 必ず使う物**
筆記用具、電卓、マイナンバーカードまたは個人番号が確認できる物と本人確認ができる物(運転免許証など)
- 給与や公的年金の収入がある人**
源泉徴収票の原本
- 営業、農業、不動産などの収入がある人**
記入済みの収支内訳書とその根拠となる帳簿や領収書など

- 各種控除を受ける人**
国民年金保険料・国民健康保険税の領収書などの支払った金額が確認できる物や障害者手帳、生命保険料の控除証明書、医療費控除の明細書など各種控除に必要な物
※医療費控除の申告には医療費控除の明細書の添付が必須です。申告会場で申告する場合は、事前の作成に協力してください

市民税・県民税の申告

会場・期間・時間 下記のとおり

【注意事項】

- いずれの会場も土・日・祝日は除きます。市役所と支所で受付時間が異なります
 - 市役所の会場では月曜日、各支所の会場では受け付け初日と2日目が大変混雑します。いずれの会場も、当日の午前8時30分から番号札を配布しますが、受け付け開始直後やお昼前後は大変混雑します。混雑する日時を避けてください
 - 感染症などの防止対策として、体調の優れない人などは入場を断る場合があります
- * *
市民税・県民税の申告は、令和6年1月1日に居住していた市区町村で行ってください。確定申告をした人は、市民税・県民税の申告をする必要はありません。
- 上場株式等の配当所得や譲渡所得などの課税方式が選択できなくなりました
- 令和5年分の申告より、上場株式等の配当所得などについて、市民税・県民税と所得

【市民税・県民税の申告受け付け日程】

| 会場 | 期間 | 時間 |
|----------------|----------------------|-----------|
| 市役所東館5階第1会議室 | 2月16日(金)から3月15日(金)まで | 午前9時~午後4時 |
| 境支所会議用庁舎1階大会議室 | 2月20日(火)から28日(水)まで | 午前9時~午後3時 |
| 赤堀支所2階大会議室 | 3月1日(金)から7日(木)まで | |
| あずま支所2階大会議室 | 3月11日(月)から15日(金)まで | |

税で異なる課税方式を選択することができなくなりました。詳しくは広報いせさき令和6年1月1日号で確認してください。

市民税・県民税の申告は郵送での提出をお願いします

申告書を郵送で提出することで、会場での待ち時間がなくなり大変便利です。申告の内容を確認する場合がありますので、電話番号欄には、昼間連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。

申告方法 申告書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて郵送で市民税課へ

必要書類 収入や各種控除に必要な証明書などの書類、申告する人のマイナンバーカードの表裏の写

しまたは個人番号が確認できる物と本人確認ができる物(運転免許証など)の写し
※申告書は市民税課、各支所市民サービス課にあります。市ホームページからダウンロードもできます

宛先 〒372-8501 (住所不要) 市役所市民税課



所得税の確定申告
「スマホやパソコンなどでできる申告が便利です」
確定申告は国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」からe-Tax・スマホ申告を利用すると便利です。期間中は、24時間自宅などから確定申告ができます。詳しくは国税庁ホームページで確認してください。

【伊勢崎税務署が設けた申告会場でも申告できます】
期間 2月16日(金)から3月15日(金)まで
※土・日・祝日は除きます
※期間中は、伊勢崎税務署庁舎では申告相談を行います
時間 午前9時~午後4時
※入場には整理券が必要です。整理券の配付状況により、午後4時前に受け付けを終了する場合があります。詳しくは国税庁ホームページ「確定申告特集」を確認してください
会場 メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎(文化会館)
問い合わせ 伊勢崎税務署 鹿島町、☎(25)4045

※例年、多くの人が書類の不足により再来場しています。



- 必要な書類は前年、前々年の申告書・決算書(収支内訳書)の控えて確認し、持ってきてください
- ※インボイスの登録をした人(登録前は免税事業者は、消費税の確定申告が必要です)
「市役所・各支所で所得税の確定申告ができない場合があります」
- 次のいずれかに該当する人は、メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎(文化会館)で申告をしてください。
- 土地や建物、株式などの譲渡所得がある人
 - 住宅借入金等特別控除を受ける人で、1年目の人または連帯債務で借入金がある人
 - 青色申告・損失の申告をする人
 - 令和4年分以前の確定申告をする人
 - 先物取引にかかる所得がある人
 - 暗号資産(仮想通貨)にかかる所得がある人
 - 雑損控除を受ける人
 - 海外に扶養親族がいる人
 - 準確定申告(亡くなった人の確定申告)をする人
 - 肉用牛の売却による農業所得の特例の適用を受ける人
 - 給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受ける人

令和5年分の所得にかかる市民税・県民税(住民税)の申告と、所得税の確定申告が始まります。いずれの申告も、令和5年の1年間(1月から12月まで)に得た所得が申告の対象となります。申告は期限内に済ませましょう。

問い合わせ 市民税課 ☎(27)2716・☎(27)2717